

答申第 735 号

令和元年 10 月 3 日

神奈川県公安委員会
委員長 草壁 悟朗 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 15 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 9）（諮問第 793 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、後記2(2)において「本件行政文書」と総称する一連の文書を対象文書として特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、神奈川県警察本部長は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定により、本件請求に対する決定を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定により、本件請求に対する諾否の決定を延長する決定を行った。その後、神奈川県警察本部長は、平成29年9月19日付けで、物品使用書（以下「甲文書」という。）、機動装備隊支援要請書（以下「乙文書」という。）、私服用拳銃入れ借用申請書（以下「丙文書」という。）、特定車両借用申請書（以下「丁文書」という。）、物品（供用、返納）供用換（一時）書（以下「戊文書」という。）及び運転日誌（本部及び警察署）（以下「己文書」といい、甲文書から己文書までを「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下の氏名等」と総称する。）については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、警察電話の内線番号（以下「本件警電番号」という。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、捜査用として使用する車両や覆面で交通取締りとして使用する警察車両等の登録番号（以下「本件捜査用車両番号」という。）については、犯罪の予防及び捜査に支障を

及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

イ 丁文書に記載された警察職員の職員番号（以下「本件職員番号」という。）については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、派遣人員数（以下「本件派遣人員数」という。）については、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

ウ 戊文書に記載された品目（以下「本件品目情報」という。）については、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして条例第5条第6号を理由に非公開とした。

エ 己文書に記載された警察職員の私有車両の登録番号（以下「本件私有車両番号」という。）については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、警部補以下の氏名等のうち特定事件の捜査本部の捜査員の氏名（以下「捜査員の氏名」という。）については、同号本文に加えて、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、本件捜査用車両番号については、同号に加え、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるととして同条第4号柱書を理由に、行先（以下「本件行先情報」という。）については、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるととして同号柱書並びに犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理する

と、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の印影

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

イ 本件職員番号

本件職員番号は、公務員が職務遂行のために与えられた番号であるから、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には、当てはまらないものである。

よって、本件警電番号は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

イ 本件捜査用車両番号

本件捜査用車両番号であることを以って一律に非公開とすべきではない。被害者支援業務の適正な遂行に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、その余の情報を部分公開すべきである。

ウ 本件行先情報

本件行先情報であることを以って一律に非公開とすべきではない。被害者支援業務の適正な遂行に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、その余の情報を部分公開すべきである。

そもそも当該情報は、被害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。公務員が特定年月日に特定の場所で事件の被疑者を帯同して現場を見るなど、当該情報の一部は報道機関によって明らかにされているが、それでもなお実施機関の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

よって、当該情報は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件捜査用車両番号

本件捜査用車両番号であることを以って一律に非公開とすべきではない。捜査等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、その余の情報を部分公開すべきである。

例えば、レンタカーであれば「わ」ナンバーであるなど、捜査車両であることの特有の情報であれば、捜査関係の車両であることを公開している以上、当該車両番号も公開すべきである。

当該車両番号は、これを公開しても、外観からこれが識別できなければ、実施機関が説明するおそれは惹起されない。

また、いわゆるパトカーや白バイといった捜査用車両についてナンバープレートを被覆するなどの措置は講じられていないことは、経験則上明らかである。仮に実施機関が説明するとおりであれば、そのような措置が取られていない現状では、実施機関が説明するおそれが既に惹起されているはずであるが、実際は、かかるおそれは惹起されていない。

よって、本件捜査用車両番号は、条例第5条第6号には該当しない。

イ 本件派遣人員数

本件派遣人員数であることを以って直ちに犯罪の予防、鎮圧、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

今後、特定事件と同様の事件が起きたとしても、警戒手法や警備体制は日々進歩していくものであり、また、本件派遣人員数から当該事件の警戒警備体制を推認することはできないため、今後の同様の警戒警備に支障を来すおそれはない。たとえ警戒警備体制が明らかになるとしても、それを明らかにすることによって、いわゆる障害者の基本的人権を擁護する運動に資するための証拠資料として利用することも条例全体の精神に合致する。

また、審査請求人は、実施機関のいう妨害等を企画する者ではないし、公開請求者をそのような者であると判断することは条例の趣旨に反する。

よって、本件派遣人員数は、条例第5条第6号には該当しない。

ウ 本件品目情報

物品、財産等の管理に関する本件品目情報は、その使用や賃貸等の行為が物品、財産等の管理という財務会計上の行為若しくは物品、財産等の管理を怠る事実という財務会計上の行為を怠る事実として監査請求及び住民訴訟の対象となるため、当然に公開情報として取り扱われるべきである。

また、実施機関は、本件品目情報の非公開理由について、特定の警戒警備活動を用途として使用される旨説明するが、本件品目情報を公開したとしても、当該品目の使用用途が明らかになるわけではないし、また、当該用途が明らかになったとしても当該用途として使用することが困難になることとの因果関係が認められない。

よって、本件品目情報は、条例第5条第6号には該当しない。

エ 捜査員の氏名

己文書に記載された運転手が特定事件の捜査本部の捜査員である場合があるとしても、そうでない場合があるのであれば、実施機関の説明はその前提を欠いたものである。また、運転手というだけで警察業務の相手方から反発、反感等を招くとは考えにくく、そもそも、運転手の氏名が明らかになったとしても、その運転手に家族がいるのかが不明であるし、たとえいたとしてもその家族の氏名は明らかにならないのであるから、運転手ひいてはその家族にまで危害が及ぼされるおそれがあるとは言えない。

よって、捜査員の氏名は、条例第5条第6号には該当しない。

オ 本件行先情報

本件行先情報であることを以って一律に非公開とすべきではない。犯罪の予防、今後の捜査に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、その余の情報を部分公開すべきである。

そもそも当該情報は、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。公務員が特定年月日に特定の場所で事件の被疑者を帯同して現場を見るなど、当該情報の一部は報道機関によって明らかにされているが、それでもなお実施機関が説明するおそれは現実のものとはなっていない。

また、本件行先情報については、私邸の住所であるなどした場合は個人識別情報として非公開となるが、そうでない以上、そこまで詳細な行先が記載されたものではないのであるし、捜査対象が推測されると言ってもそれは憶測の域を出ないものである。仮にそのようなおそれがあったとしても、具体的な住所や所在地ではなく、一般的・抽象的な記載あるいは市町村名等までであれば実施機関が説明するおそれはない。

よって、当該情報は、条例第5条第6号には該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされたすべての情報（以下「本件非公開情報」という。）は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

エ 実施機関の意見書には「いわゆる「お礼参り」」という表現が記載されているが、本来の意味とは異なる意味で使用されている。かかる表現は、警察関係者等にとっては常識かもしれないが、一般人にとっては分かりにくいものであるため、実施機関は、意見書において当該表現の意味を解説すべきである。

4 実施機関（総務部装備課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第 20 条第 3 項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

警部補以下の氏名等、本件職員番号及び本件私有車両番号（以下「1 号該当性判断情報」と総称する。）は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

1 号該当性判断情報は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定される情報ではないことから、かかる情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

ア 本件警電番号

本件警電番号は、警察電話の内線番号であり、各所属間の連絡等警察業務の遂行に当たって使用するものである。

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことも予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事故への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

イ 己文書に記載された本件捜査用車両番号

本件捜査用車両番号は、警察車両の自動車登録番号を記載しており、公開することにより、警察車両を使用した被害者支援業務が明らかとなるため、被害者等の居住地等が推測されるなどし、被害者等からの警察への信頼が損なわれ、被害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 本件行先情報

本件行先情報が判明すれば、被害者等の居住地等が推測されるなどし、被害者等からの警察への信頼が損なわれ、被害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件捜査用車両番号

本件捜査用車両番号は、警察車両のうち、外見上警察車両と識別される警ら用無線自動車（パトカー）等を除く捜査用として使用する車両や覆面で交通取締りとして使用する車両等（以下「捜査用車両等」という。）の登録番号である。

捜査用車両等は、秘匿性がある捜査等に使用するものであるため、登録番号が公開されると、各種捜査活動等を行う際に、警察の捜査活動等を捜査対象者等に知られることになり、その結果、被疑者の逃走や証拠隠滅、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防及び捜査、警備活動、交通取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 本件派遣人員数

本件派遣人員数は、特定事件の捜査に関する応援派遣要請に基づき派遣された第一機動隊及び第二機動隊の隊員の人数である。当該機動隊員の勤務は24時間体制で、現場保存及び現場の警戒警備に従事する任務であるところ、かかる情報が公開されると、事件現場を荒らすなど捜査の妨害等を企図する者が警備体制を上回る人数で、許可なく現場保存規

制内へ立ち入ろうとした場合に侵入を容易にさせることになり、今後の同種事件等の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

また、派遣終了後にあっても過去の実績等を分析することにより、今後同規模の派遣先、施設等に対する派遣要請があった時の警戒警備体制が明らかとなり、将来におけるテロ等犯罪行為に資する貴重な情報になり得るなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 本件品目情報

品目を非公開とした車両については、特定の警戒警備活動を用途として使用される車両であることから、公開することで、特定の警戒警備活動が困難になる等、犯罪の予防、鎮圧その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 捜査員の氏名

運転者として記載された警察職員のうち、運転者が特定事件の捜査本部の捜査員である場合がある。警察の業務は、相手方からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されると当該個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該警察官本人ひいてはその家族にまで生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性が高いことから、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

オ 本件行先情報

本件行先情報は、被害者を始めとした捜査関係者の居住地や立ち回り先等の捜査場所である。よって、公開すると、これらの情報が明らかとなり、捜査対象が推測されるおそれがあるとともに、今後、同種の事件に係る捜査において捜査関係者が自らの居住地等が明らかになることを恐れてその協力が得られなくなるなど、犯罪の予防、今後の捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要はない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、分掌事務として、支給品及び貸与品、服制、警察用車両及び警察用船舶（地域部地域総務課の所掌に属するものを除く。）、警察装備並びに火薬庫の管理に関する業務を所管している。本件行政文書のうち、甲文書、丁文書、戊文書及び己文書を管理していたのは、実施機関が警察用車両に関する業務を所管しているため、特定事件において警察車両の貸出及び運転に関して作成されたからである。乙文書を管理していたのは、警察装備に関する業務を所管しているため、特定事件において装備資機材の総合運用に関して作成されたからである。丙文書を管理していたのは、支給品及び貸与品に関する業務を所管しているため、特定事件において所属貸与品の使用に関して作成されたからである。

実施機関は、これらの業務を除き、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前も含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、特定事件発生前の文書は存在しなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、前記4(5)に示す経緯により、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文

書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、1号該当性判断情報の同号該当性について、以下、検討する。

1号該当性判断情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることは明らかである。

よって、これらの情報は、同号本文に該当すると判断する。

また、1号該当性判断情報は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、また、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書イに該当しない。また、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、警部補以下の氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前

記3(1)アのとおり主張するが、当該印影に係る警察官の所属する警察署、部署等とともに記されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであると評価できることから、かかる主張を認めることはできない。また、本件職員番号について、審査請求人は、前記3(1)イのとおり主張するが、当該職員番号は、職員個人を特定するために各職員に指定されているものであって、当該個人が公務員等である場合における職務の遂行に関する情報には該当しないことから、かかる主張を認めることはできない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号、本件捜査用車両番号及び本件行先情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 本件警電番号

当審査会が確認したところ、本件警電番号は、実施機関が説明するとおり、警察電話の内線番号であり、各所属間の連絡等警察業務の遂行に当たって使用するものであることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことも予想され、本件警電番号を公開すると、被疑者等から業務妨害等を目的とした嫌がらせの電話を受け、その通常業務における必要な連絡や突発事故への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)アのとおり主張するが、たとえ当該警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

イ 己文書に記載された本件捜査用車両番号

己文書に記載された本件捜査用車両番号について、実施機関は、前記4(2)イのとおり、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(4)アのとおり、同条第6号に該当するため、同条第4号柱書の該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

ウ 本件行先情報

本件行先情報について、実施機関は、前記4(2)ウのとおり、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(4)オのとおり、同条第6号に該当するため、同条第4号柱書の該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができる旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件捜査用車両番号、本件派遣人員数、本件品目情報、捜査員の氏名及び本件行先情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか、以下、検討する。

ア 本件捜査用車両番号

当審査会が確認したところ、本件捜査用車両番号は、実施機関が説明するとおり、警察車両のうち、外見上警察車両と識別される警ら用無線

自動車（パトカー）等を除く捜査用車両等の登録番号であることが認められる。

捜査用車両等は、秘匿性がある捜査等に使用するものであるため、登録番号が公開されると、各種捜査活動等を行う際に、警察の捜査活動等を捜査対象者等に知られることになり、その結果、被疑者の逃走や証拠隠滅、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防及び捜査、警備活動、交通取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があることが認められる。

よって、本件捜査用車両番号は、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

イ 本件派遣人員数

当審査会が確認したところ、本件派遣人員数は、実施機関が説明するとおり、特定事件の捜査に関する応援派遣要請に基づき派遣された第一機動隊及び第二機動隊の隊員の人数であることが認められる。当該機動隊員の勤務は24時間体制で、現場保存及び現場の警戒警備に従事する任務であるところ、かかる情報が公開されると、実施機関が説明するとおり、事件現場を荒らすなど捜査の妨害等を企図する者が警備体制を上回る人数で、許可なく現場保存規制内へ立ち入ろうとした場合に、侵入を容易にさせることになり、今後の同種事件等の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があることが認められる。

また、派遣終了後にあっても過去の実績等を分析することにより、今後同規模の派遣先、施設等に対する派遣要請があった時の警戒警備体制が明らかとなり、将来におけるテロ等犯罪行為に資する貴重な情報になり得るなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があることも認められる。

よって、本件派遣人員数は、これを公開することにより、犯罪の予防、

捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

ウ 本作品目情報

当審査会が確認したところ、品目を非公開とした車両については、特定の警戒警備活動を用途として使用される車両であることが認められ、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、特定の警戒警備活動が困難になる等、犯罪の予防、鎮圧その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があることが認められる。

よって、本作品目情報は、これを公開することにより、犯罪の予防、鎮圧その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

エ 捜査員の氏名

警部補以下の氏名等のうち己文書に記載された捜査員の氏名について、実施機関は、前記4(3)エのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、警部補以下の氏名等は、前記(2)のとおり、同条第1号本文に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とするべきである。

オ 本件行先情報

当審査会が確認したところ、本件行先情報は、被害者を始めとした捜査関係者の居住地や立ち回り先等の捜査場所であることが認められる。そして、本件行先情報を公開すると、実施機関が説明するとおり、かかる居住地等が明らかとなり、捜査対象が推測されるおそれがあるとともに、今後、同種の事件に係る捜査において捜査関係者が自らの居住地等が明らかになることを恐れてその協力が得られなくなるなど、犯罪の予防、今後の捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があることが認められる。

よって、本件行先情報は、これを公開することにより、犯罪の予防、

捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本件非公開情報を公開したとしても、そのような社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めるのは、困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報は、条例第7条を適用してまで公開する公益上の必要があるとは認められず、実施機関が、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) その他

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の算出方法の定めが条例第1条等に反すること、反論書の副本の提出を強いられたこと、そして、実施機関が弁明書において使用した表現について解説すべきである旨主張しているため、以下、これらの点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求

に係る不作為に係る審査請求又は条例第 26 条第 5 項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第 5 条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人のこれらの主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 15 日	○ 諮問
令和元年 5 月 24 日 (第 188 回部会)	○ 審議
6 月 21 日 (第 189 回部会)	○ 審議
7 月 23 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
7 月 30 日 (第 190 回部会)	○ 審議
8 月 13 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
8 月 23 日 (第 191 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和元年10月3日現在)(五十音順)